

売却不動産の調査範囲の確認書

本日、売主（以下、「媒介依頼者」という）は、宅地建物取引業者（以下、「媒介受任者」という。）との間で後記表示不動産（以下、「本物件」という。）の別紙媒介契約を締結するに際し、「本物件が売却中」、または、「本物件に関する過去の使用状況」などを第三者や従業員等に知られたくないなどの事情により、媒介受任者が行うべき通常の不動産調査の範囲を下記のとおり確認し、購入希望者に告知致します。

記

1. 調査範囲を一部除外する事項（該当するものにレ印を付けます。）

本物件を特定しての近隣住民への聞き取り調査を除外します。
（本物件を特定しての近隣住民への聞き取り調査をした場合は、本物件が売却中であることや本物件内での事故等について近隣住民に知られる恐れがあります。）

本物件内への立ち入り調査を除外します。
立ち入りを除外する場所（
）
（立ち入り調査を除外した場合は、現況を明らかにできない部位についてのトラブルが発生しやすくなります。この場合は、媒介依頼者の責任となる場合があります。）

2. 前項の「調査範囲を除外する事項」は、媒介依頼者の個人情報を守るためのものであるため、本除外事項については、媒介依頼者は本物件の購入希望者に対して別紙「売主不動産情報開示書」を交付し、誠実に告知致しますのでご理解ください。

以上

（不動産の表示）

所在地 _____
地番 _____
家屋番号 _____

以上のとおり、媒介依頼者及び媒介受任者が確認したので本書2通を作成し、互いに各1通を保有します。

平成 年 月 日

媒介依頼者（売主）

住所

氏名

印

媒介受任者（業者）

住所 東京都千代田区麴町2丁目10番3号

氏名 CFE有限会社

印